

最低工賃について

1 最低工賃の経緯

(1) 昭和34年の最低賃金法の制定

家内労働については、昭和32年12月の中央賃金審議会答申において、「最低賃金法の中に最低工賃に関する規定を設けること及び総合的家内労働対策のための調査準備に着手すべきこと」とされ、昭和34年に制定された最低賃金法の中にとりあえず最低工賃に関する規定が設けられた。

これは、当時、何ら法的保護がなかった家内労働者についての労働保護立法として最初のものであるが、雇用労働者に適用する最低賃金の実効性を確保する観点から規定が設けられており、家内労働者自体の保護という面からは充分とはいえないものであった。

昭和34年の最低賃金法における最低工賃の規定は、一定の地域において一定の事業又は職業に従事するすべての雇用労働者に適用する最低賃金が決定されている場合（法第10条、第11条、第16条の規定に基づき最低賃金が決定されている場合）にのみ最低工賃を決定できることとしていた。これは、当該地域における同種の事業を営む者のうち、雇用労働者を使用する使用者について最低賃金が適用された場合、家内労働者に委託する委託者との間の競争条件が異なる結果となり、前者の企業が倒産し、又は当該使用者が家内労働者に対して委託する傾向が増加する等の現象があらわれるおそれがあり、ひいては決定された最低賃金の有効な実施が困難となり、当該雇用労働者の保護も期せられなくなる。また、家内労働者の保護の面からも問題となるので、関連する家内労働者及び委託者について最低工賃を決定しうることとしたものである。

なお、最低賃金法制定当初は、最低賃金が第9条の業者間協定方式によって決まるものが多かったので、最低工賃はなかなか決定をみるに至らなかった。（最初の決定は昭和41年）

(2) 昭和45年の家内労働法の制定

その後昭和43年12月の家内労働審議会答申において、当面、家内労働者の労働条件の向上のために最も基本的で、かつ緊急に必要な事項（委託者の届出制、家内労働手帳制度、工賃の全額通貨1月以内払制、最低工賃制度、安全衛生対策等）について法制的措置を講ずべきとされ、昭和45年の家内労働法の制定に伴い、最低賃金法の最低工賃に関する規定は削除され、家内労働法に規定された。

家内労働法においては、最低工賃については、労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるとき、家内労働審議会等に対して調査審議を求め、一定の地域内において一定の業務に従事している家内労働者及びこれらの家内労働者に委託する委託者に適用される最低工賃の決定をすることができることとなった。

2 家内労働の現状等

(1) 家内労働法の対象となる家内労働者

委託者から主に労働の対償を得るために物品の提供を受け、これを原材料とする物品の製造、加工等の作業を行うものであって同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものが対象

(2) 家内労働の現状

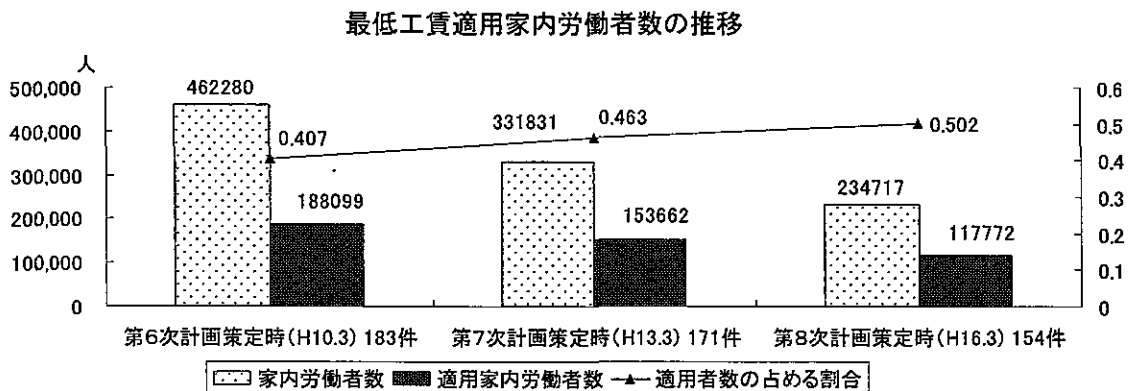
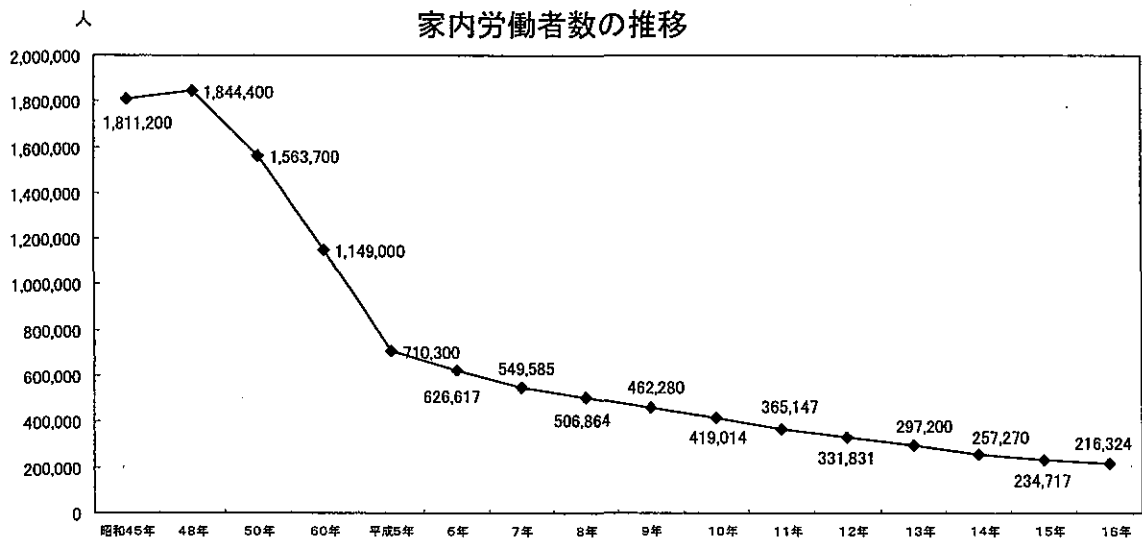
家内労働者数 216,324 人（前年比 7.8%減）

うち女性 197,505 人

委託者数 15,589 人（前年比 10.4%減）

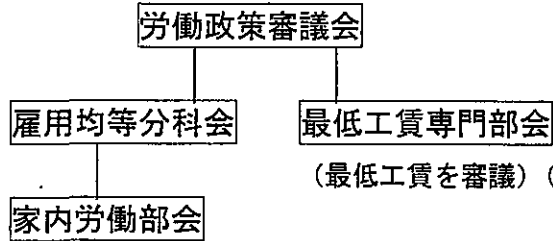
（平成 16 年 10 月 1 日現在）

(3) 家内労働者数、最低賃金適用家内労働者数の推移



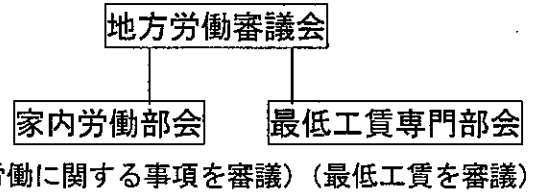
3 家内労働に係る審議会について

(1) 本省



(家内労働に関する事項を審議)

(2) 地方局



4 家内労働対策の概要

(1) 最低工賃関係

- ① 最低工賃の決定の手順…別添 1
- ② 最低工賃の新設・改正とその周知

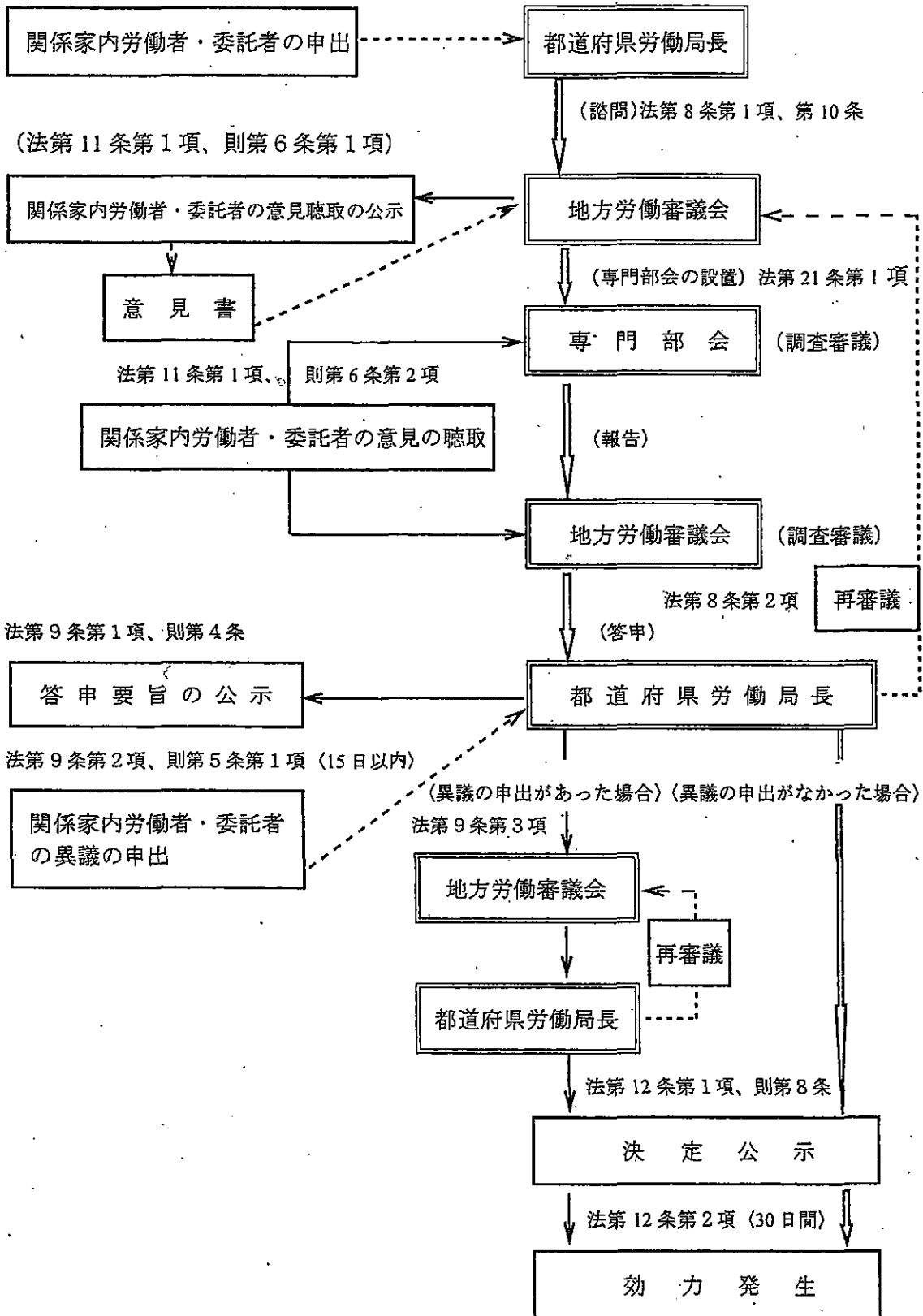
昭和 58 年度より、3 ヶ年ごとに「最低工賃新設・改正計画」を策定し、当該計画に沿った最低工賃の計画的な新設・改正、周知に努めている。

現在は、平成 16 年度を初年度とする「第 8 次最低工賃新設・改正計画」(別添 2) に沿って実施しており、平成 17 年 2 月末日現在における最低工賃決定件数は 150 件である。

- (2) 委託条件を明確にするための家内労働手帳の交付の徹底
- (3) 工賃の通貨払、全額払、1 ヶ月以内払等の工賃支払の確保
- (4) 危険又は有害な業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保
- (5) 特定の危険又は有害な業務に従事する家内労働者の労災保険特別加入の促進
- (6) 「インチキ内職」の被害防止

最低工賃決定の手順

(法第11条第2項、則第7条)



第8次最低賃金新設・改正計画(平成16年4月～平成19年3月)

(平成17年3月末日現在)

局名	決定件数	平成16年度		平成17年度		平成18年度		適用家内労働者数300人未満のうち、改正予定年度が決定していないもの	
		件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名
01 北海道	2	男子洋服・婦人服仕立(→廃止申請済み)		男子既製服		和服靴紐			
02 青森	3	男子・婦人既製服(→改正申請済み)		和服		電気機械器具			
03 岩手	3	電気機械器具(→諮問見送り)		電気機械器具		電気機械器具			
04 宮城	3	男子服・婦人服(→改正申請済み) 電気機械器具(→見送り申請済み)		男子服・婦人服 横縞ニット×		電気機械器具		横縞ニット	
05 秋田	2	男子服・婦人服・子供服(→改正申請済み)		通達機用部分品		男子服・婦人服・子供服			
06 山形	4	電気機械器具(→諮問見送り) 男子・婦人既製服(→改正申請済み) スリッパ×		横縞ニット		電気機械器具 男子・婦人既製服			
07 福島	3	外衣・シャツ(→改正申請済み)		横縞ニット		外衣・シャツ 印刷回路基板			
08 茨城	3	婦人・子供既製服(→改正申請済み)		男子既製洋服		電気機械器具			
09 栃木	2	電気機械器具(→諮問見送り) 衣服		衣服					
10 群馬	3	婦人服(→諮問見送り)		婦人服		婦人服		横縞ニット	
11 埼玉	5	紙加工×(→見送り申請済み) 電気機械器具 足袋 *革靴(→改正申請済み)		電気機械器具 足袋		電気機械器具 足袋			
12 千葉	2	婦人既製洋服		靴下* 婦人既製洋服				靴下*	
13 東京	3	革靴(→改正申請済み)		婦人既製洋服		電気機械器具			
14 神奈川	4	紙加工(→諮問見送り) スカーフ等(→諮問見送り)		婦人服・子供服等 電気機械器具					
15 新潟	5	洋食器・器物(→諮問見送り) 十日町織物(→諮問見送り) 作業工具(→諮問見送り)		横縞ニット 男子・婦人既製洋服		洋食器・器物 十日町織物 作業工具			
16 富山	4	ニット(→諮問見送り) 玉軸受×		ファスナー加工 電気機械器具		玉軸受×			
17 石川	1							横縞ニット	
18 福井	2	眼鏡(→改正申請済み)		衣服		眼鏡			
19 山梨	5	婦人服(→諮問見送り) 電気機械器具(→改正申請済み)		絹・人絹・毛織物× 横縞ニット×		黄金属			
20 長野	4	水引・祝儀用紙(→諮問見送り)		外衣・シャツ 出版・印刷等		電気機械器具 水引・祝儀用紙			
21 岐阜	5			婦人服 男子既製洋服		陶磁器上絵付 毛織物*		給水せん	
22 静岡	6	婦人服(→諮問見送り)		広幅綿・スフ織物、広幅綿・スフ織物、別珍・ロール天織布、紙袋		車両電気配線装置			
23 愛知	6	婦人・子供服(→諮問見送り) 毛織物(→諮問見送り)		車両電気配線装置 男子既製洋服*		がん具花火 横縞ニット×			
24 三重	2	タオル(→廃止申請済み) 車両電気配線(→諮問見送り)		婦人服*					
25 滋賀	4	寝具(→諮問見送り)		下着・補整着*		車両電気配線		高島郡綿・スフ織物・ねん糸*	
26 京都	3	既製洋服(→諮問見送り)		紙加工品及び印刷関連*		紙加工品及び印刷・関連			
27 大阪	5	婦人既製洋服(→改正申請済み) 男子既製洋服(→改正申請済み)		横縞ニット		タオル製造		洋傘	
28 兵庫	7	靴下(→見送り申請済み) かばん		電気機械器具 但馬地区絹・人絹・毛織物		綿・スフ織物 釣針 婦人既製服			
29 奈良	1			靴下					
30 和歌山	2	作業手袋(→諮問見送り)		パジャマ・ネグリジエ					
31 鳥取	4	婦人既製洋服(→改正申請済み) 電気機械器具(→改正申請済み) 男子既製洋服(→諮問見送り) 和服靴紐(→改正申請済み)		電気機械器具 男子既製洋服 婦人既製洋服		男子既製洋服 和服靴紐			
32 島根	3	和服靴紐(→改正申請済み) 電気機械器具		外衣・シャツ		和服靴紐			
33 岡山	2	車両電気配線		車両電気配線装置				男子学校服	
34 広島	4	毛筆・画筆(→見送り申請済み) 既製服(→諮問見送り) 電気機械器具(→諮問見送り)		毛筆・画筆 和服靴紐		既製服 電気機械器具			
35 山口	4	和服靴紐(→改正申請済み) 男子既製洋服・学校服・作業服(→改正申請済み)		電気機械器具 婦人服仕立		和服靴紐 男子既製洋服・学校服・作業服		婦人服仕立 電気機械器具	
36 徳島	2	男子服・婦人服(→改正申請済み) 手袋・ソックスカバー(→廃止申請済み) 綿製(→諮問見送り)		男子服・婦人服					
37 香川	1	衣服(→廃止申請済み)		手袋・ソックスカバー		衣服			
38 愛媛	2	タオル(→諮問見送り) 外衣・シャツ(→諮問見送り)		外衣・シャツ		タオル			
39 高知	2	繊維産業(→改正申請済み) 衛生用紙(→改正申請済み)				衛生用紙			
40 福岡	3			婦人服		電気機械器具 男子既製洋服			
41 佐賀	3							婦人既製洋服 男子既製洋服 陶磁器	
42 長崎	3	男子既製洋服(→諮問見送り) 婦人既製洋服(→諮問見送り)		和服靴紐					
43 熊本	4	和服靴紐(→諮問見送り) 紙加工(→諮問見送り) 綿製 電気機械器具		電気機械器具		和服靴紐			
44 大分	2					電気機械器具			
45 宮崎	3	内燃機関電装品(→改正申請済み)		男子既製洋服 婦人既製洋服					
46 鹿児島	-3					電気機械器具		横縞ニット 男子既製洋服	
47 沖縄	1							綿製	
合計	150		70		60		49		16

(注) 1. 件名の後の×印は廃止予定のもの、*印は廃止を含めた検討予定のもの
 2. 平成17年度については、「最低賃金年度計画(平成17年度)」による計画